

公立学校共済組合貸付規程秋田支部施行細則

公立学校共済組合貸付規程秋田支部施行細則

平成16年4月1日 全部改正
改正 平18.4.1
平20.1.1
平22.9.1
平29.2.2
平31.2.6

(趣 旨)

第1条 この細則(以下「細則」という。)は、公立学校共済組合貸付規程(以下「規程」という。)第40条第1項の規程により、公立学校共済組合秋田支部の組合員に対する貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付金の貸付日)

第2条 貸付日は、原則として当月25日(2月は20日)まで申込書が提出され、貸付決定されたものについては、翌月24日(金融機関が休業日のときは翌営業日)とする。ただし、次に掲げる貸付けはこの限りではない。

- (1) 教育貸付け
- (2) 医療貸付け
- (3) 災害貸付け
- (4) 高額医療貸付け
- (5) 出産貸付け

(貸付けの申込み)

第3条 一般、特別、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付けを受けようとする者は、様式第1号の1による貸付申込書及び様式第2号による借用証書を、住宅、住宅災害貸付けを受けようとする者は、様式第1号の2による貸付申込書及び様式第2号による借用証書を提出しなければならない。また、住宅建築等の実施計画書(様式第4号)を添付しなければならない。

(貸付けの制限)

第4条 貸付日において、組合員の資格を喪失している者に対しては、貸付けを行わない。

(遅延報告)

第5条 住宅、住宅災害貸付けの借受人は、物件の購入又は工事の完了が完了予定日より1か月以上遅延するときは、ただちに遅延報告書(様式第5号)を支部長あてに提出しなければならない。

(変更届)

第6条 住宅、住宅災害貸付けの借受人は、新築等が完了するまでに貸付申込書の記載内容に変更が生じたときは、ただちに設計変更届書(様式第6号)を支部長あてに提出しなければならない。

(完了届)

第7条 規程第23条による完了届は、貸付日の属する月の翌月から6か月以内に完了報告書(様式第7号)に、次の各号の申込事由に応じて定める書類を添付して、支部長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の新築の場合
所有権保存登記後の登記事項証明書の原本
- (2) 住宅増築・改築・移築の場合
所有権保存登記後の登記事項証明書の原本若しくは、工事引渡書の写し
- (3) 住宅(土地付住宅を含む)の購入の場合
所有権移転登記後の建物(土地付の場合は、当該土地を含む)の登記事項証明書の原本

区分所有建物（マンション）の場合は建物の登記事項証明書の原本

(4) 住宅の敷地購入の場合

所有権移転登記後の登記事項証明書の原本

(5) 住宅の修理若しくは住宅の敷地の補修の場合

領収書の写し

(6) 住宅又は住宅の敷地の借入れをした場合

領収書の写し

(住宅建築義務)

第8条 住宅の敷地のみを購入又は借入れのための住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「敷地貸付け」という。）の申込人は、貸付申込時に貸付けを受けた日から5年以内に当該敷地に住宅を建築する旨を記載した誓約書（様式第8号）を支部長に提出しなければならない。

2 敷地貸付けの借受人が、当該敷地に住宅を新築した場合は、住宅建築届（様式第9号）或いは工事完了報告書（様式第7号）に、当該住宅の登記事項証明書の原本及び工事引渡書の写しを添付し、支部長に提出しなければならない。

3 敷地貸付けの借受人が、貸付けを受けた日から5年以内に当該敷地に住宅を建築することが困難となった場合は、住宅建築猶予申出書（様式第10号）を支部長に提出しなければならない。

(償還の猶予)

第9条 規程第17条第1項の規定により償還の猶予を受けようとする借受人は償還猶予申出書（様式第11号）を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、償還の猶予を承認したときは、償還猶予承認書（様式第12号）を借受人に送付するものとする。

3 支部長は、償還猶予期間が満了する月に、償還猶予金控除開始通知書（様式第13号）を借受人に送付するものとする。

(繰上償還)

第10条 規程第16条第1項の規定により、未償還元利金の全部を繰り上げて償還しようとする借受人は全額繰上償還申出書（様式第14号）を、また、未償還元利金の一部を繰り上げて償還しようとする借受人は一部繰上償還申出書（様式第15号）を支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項に規定する申出書が提出されたときは、借受人に振込依頼書（様式第16号）を送付するものとする。

3 繰上償還の申込期限は、繰上償還をしようとする月の前月の20日（12月に繰上償還をしようとするときは前月の10日）までとする。

(償還金の払込み)

第11条 規程第15条ただし書きの規定による償還金の払込みは、振込依頼書（様式第16号）により行うものとする。

(領収証書の交付)

第12条 公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則（以下「規則」という。）第21条に規定する領収証書は、当該償還金の払込みに係る金融機関の振込金受取書をもってこれに代えることができる。

(償還表の交付)

第13条 支部長は、貸付け（高額医療貸付けを除く。）を決定したとき又、繰上償還により毎月償還又はボーナス償還額に変更があったときは、償還表（様式第17号）を所属所長を経て借受人に送付するものとする。

(他の共済組合からの転入者への貸付け)

第14条 規程第37条に規定する貸付けを受けようとする者は、次の書類を支部長に提出しなければならない。

(1) 貸付申込書

(2) 貸付借用証書

- (3) 他の共済組合が発行した貸付残高証明書
- 2 規程第37条の規定に基づく貸付金額は、他の共済組合の貸付金残高及び経過利息の合計額とする。ただし、規程第7条に定める貸付限度額を超えるときは、当該貸付限度額をもって貸付金額とする。
- (借受人の他の共済組合への転出)
- 第15条 支部長は、規程第19条第1項第1号に該当し貸付未償還元利金の即時償還を行う者が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく他の共済組合又は国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく共済組合から貸付けを受ける場合は、貸付残高証明書（様式第18号）を交付する。
- (実態調査)
- 第16条 支部長は、必要があると認めるときは、貸付けの申込事由、貸付けの対象となる物件等貸付け内容について、調査することができるものとする。
- (その他)
- 第17条 この細則に規定するもののほか、細則の運用について必要な事項は、支部長が別に定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- (様式の経過措置)
- 2 実施日において現に存する改正前の貸付申込書及び借用証書、全額繰上申出書、一部繰上申出書は、当分の間、これを補正して使用することができる。
- (派遣職員に対する経過措置)
- 3 派遣職員が平成16年3月31日までに従前の借替制度の対象となる資金を秋田県教育関係職員互助会から借り入れた場合、改正前の第14条と同様に、派遣職員が職務に復帰し当該借入金を返済するために資金を必要とするときに、貸付けを受けることができる。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年2月2日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年2月6日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
- 2 この細則の施行の際、現に一部改正前の公立学校共済組合貸付規程秋田支部施行細則（平成16年4月1日全部改正）の規定により貸付けを受けている者の貸付金の取扱いについては、従前の例による。